

三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた検討委員会設置要綱

令和 7 年 8 月 5 日

(設置)

第 1 条 恒久平和の実現に向けた機運を醸成し、未来へとつなぐことを目的として、三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成 4 年三鷹市条例第 15 号。以下「平和条例」という。）の改正に向けて、市の基本的な考え方を策定するに当たり、専門的な見地からの意見を聴くため、三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正のに向けた検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 平和条例の改正に向けた基本的な考え方に関すること。
- (2) 平和施策の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 三鷹市遺族会の構成員
- (2) 三鷹市原爆被害者の会の構成員
- (3) 三鷹市世界連邦運動協会の構成員
- (4) 憲法を記念する三鷹市民の会の構成員
- (5) 公益財団法人三鷹国際交流協会の構成員
- (6) 三鷹市赤十字奉仕団の構成員
- (7) 企画部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。